

太平洋広域漁業調整委員会  
第9回太平洋南部会議事録

平成17年3月17日

水産庁資源管理部管理課

1 開催日時

平成17年3月17日(木)

## 2 開催場所

第一ホテル両国 「北斎」

## 3 出席者

(委員)

澁川弘、外記栄太郎、竹内正一、高橋征人、橋ヶ谷善生、吉戸一紀、  
迫間虎太郎、網本成吉、左海守、澳本勝彦、林穂積、荻田征男、金丸昌洋、  
福島哲男、鈴木徳穂、山本正喜、伊妻壯悦、宮本利之

(水産庁)

竹谷廣之	水産庁管理部長
武田真甲子	水産庁資源管理部管理課長
長谷成人	資源管理部管理課資源管理推進室長
大橋貴則	資源管理部管理課資源管理推進室資源管理企画班課長補佐
中本裕之	資源管理部管理課資源管理推進室資源管理企画班企画調整係長
松本昌士	資源管理部管理課資源管理推進室管理型漁業推進班指導係長
阿部 智	資源管理部管理課資源管理推進室T A E 班課長補佐
加藤健司	資源管理部管理課資源管理推進室T A E 班計画係長
古賀 剛	資源管理部管理課資源管理推進室T A E 班計画係員
青木保男	増殖推進部漁場資源課沿岸資源班課長補佐
宮崎潤太	増殖推進部漁場資源課沿岸資源班資源管理調査係長
佐藤良助	仙台漁業調整事務所長
武智 博	仙台漁業調整事務所資源管理計画官
泉 賢作	仙台漁業調整事務所資源管理係長
平松大介	瀬戸内海漁業調整事務所資源管理計画官

## 4 議題

(1) 資源回復計画の検討状況について

伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画について

マサバ太平洋系群資源回復計画について

太平洋南部キンメダイ資源回復計画について

資源回復計画の検討状況等について

( 2 ) 平成17年度資源回復計画関係予算について

( 3 ) その他

## 開 会

事務局（阿部） それでは、定刻となりましたので、ただいまから太平洋広域漁業調整委員会第9回太平洋南部会を開催させていただきます。

本日は、委員数22名のところ、過半数を超える18名の委員の御出席を賜っておりますので、部会事務規程第5条に基づき本委員会は成立していることを御報告いたします。

それでは、渋川部会長、議事進行をよろしく願いいたします。

## 部会長挨拶

渋川部会長 部会長の渋川でございます。

本日は、正真正銘の年度末のさなか、大変御多忙のところを御出席賜りまして、心から御礼を申し上げます。また、傍聴の方もたくさんおみえになっておりまして、本日の議題の重要性がうかがえるところでございます。

前回、昨年10月20日でしたが、ちょうど台風23号がすぐそばまでやってきておりまして、大変あわただしい中で幾つかの議題を議論したわけでございますけれども、その節は大変お世話になりました。特にヤリイカの太平洋系群の南の資源について対応いたしましたわけでございます。それから、伊勢湾と三河湾の小型機船底びきの資源回復計画につきましても御審議等を願ったわけでございます。さらに、「マサバ太平洋系群資源回復計画」の16年度の実施計画・実施状況についての報告がされたわけでございます。

本日は、お手元の議題にもございますように基本的には大きく二つの議題がございます。まず（1）の資源回復計画の検討状況につきましては、 から までの事項について御審議を賜ることに相なっているわけでございます。そういうことで、この後、特にキンメについて御意見が分かれているということでございますので、そこに若干の時間を割くことといたしまして議事を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

### 管理課長挨拶

澁川部会長　そこで、本日は、水産庁の武田管理課長さんが御出席を賜っておりますので、御挨拶をちょうだいしたいと思います。

武田管理課長　御紹介をいただきました管理課長の武田でございます。太平洋広域漁業調整委員会第9回太平洋南部会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、年度末のお忙しいところ、またお足元の悪いところを御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

本部会は千葉県から南は宮崎県までの太平洋中南部海域を管轄区域として、これまで資源回復計画の評価につきまして御審議をいただいているところでございますけれども、これまで伊勢湾・三河湾の小型機船底びき網漁業対象種の資源回復計画、それからマサバ太平洋系群の資源回復計画につきまして取り組んできていただいているところでございまして、実施まで至っているという状況でございます。これまでの漁業者をはじめ関係各県漁協等の皆様の御努力に対しまして、ここで改めて感謝を申し上げたいと思います。

本日は、今ほど部会長からお話のありましたように、太平洋南部のキンメダイについての資源回復計画の作成・着手についての審議をはじめとして、盛りだくさんの審議事項を予定しているところでございますが、これまでも申し上げてきましたけれども、今年度末が魚種別資源回復計画の作成・着手の期限ということで取り組んできているところでございます。

ただいままでの状況によりますと、既に計画を実施しているもの、それから計画の作成に着手しているもの、そして新たに承認を予定しているものも含めると、広域魚種、地先魚種を合わせて50を超える魚種が資源回復計画の対象となると見込まれている状況でございます。

改めて申すまでもございませぬけれども、資源回復の取り組みはすぐには成果の出ない地道な取り組みが必要なものでございます。また、対象魚種の中には生態系等について十分な科学的知見がないものもございまして、そういう中でいわば手探りの状態でスタートしているものもあるかと存じております。

そういった中で、徐々にではありますけれども、地域に資源回復計画の取り組みが浸透

・定着をし、漁業者だけではなくて、流通・加工業者も巻き込んだ形で地域ぐるみでの取り組みにまで発展してきている計画もございます。今後もこういった地域ぐるみの動きを全国レベルまで広げていくことが重要ではないかと考えておりました、水産庁といたしましても一層積極的なPRに努めていきたいと考えております。

また、17年度からは、これまでの魚種別の取り組みに加えて、漁業種類に着目した包括的な資源回復計画の取り組みを新たにスタートさせたいと考えております。今までの魚種別の取り組みに加えて、こういった漁業種類に着目した資源回復計画の取り組みもあわせて推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

話は若干変わりますが、平成13年10月、漁業法に基づきまして広域漁業調整委員会が設立されましたけれども、その際、より地域に根づいた活発な御審議をいただくという趣旨で部会を設けてきたところでございます。委員の任期も本年秋までと、残すところあと半年余りという状況まで来ております。

広域漁業調整委員会制度という制度の立ち上がりの時期に、資源回復計画をはじめとしてさまざまな課題があったわけですが、皆様の御協力・御尽力をいただきまして、それらの課題についてそれなりの整理ができてきているのではないかと感じております。秋まで残りの任期がまだございますけれども、地元での漁業者への指導等、最後までよろしくお願申し上げたいと思います。

最後に、本日お集まりの皆様の御健勝と御活躍を祈念いたしまして、また、本日のこの部会をもって広域漁業調整委員会各部会の一つの区切りとも思っておりますので、そういう意味でも活発な御審議が行われるようお願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただきます。

今日はよろしくお願いたします。

澁川部会長 武田課長さん、ありがとうございました。

#### 配付資料確認

澁川部会長 それでは、事務局より配付資料の確認を行いたいと思います。

事務局、よろしくお願いたします。

事務局（古賀） それでは配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料を御確

認ください。

まず、「太平洋広域漁業調整委員会第9回太平洋南部会 議事次第」が1枚、そして「太平洋南部会 委員名簿」が1枚です。そして本日の出席者名簿が2枚ございます。

次に、「太平洋広域漁業調整委員会第9回太平洋南部会配席図」ですが、一番上の席の並びの真ん中に書いてあります資源管理部長の竹谷が、出席を予定しておりましたが、急遽所用により欠席となりましたので、よろしく願います。

次に、資料1が1枚紙で、「伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画に基づく平成16年度の漁獲努力量削減措置の実施状況」でございます。そして、資料2になります。これは枝番で分かれておまして、資料2-1が「マサバ太平洋系群資源回復計画に基づく係船休漁の効果の試算」です。続いて資料2-2ですが、表になってホッチキス止めされているものが1部です。そして資料2-3が1部ございます。続いて、資料3です。これも枝番になっておまして、資料3-1が「太平洋南部キンメダイの資源回復計画について」、資料3-2でございます。次に資料4ですが、これも枝番になっておまして、資料4が1枚紙でございます。そして、資料4-2がホッチキス止めされたものになります。そして最後に、資料5が1部ございます。

また、委員の皆様のお手元には、青い小さな冊子で「広域漁業調整委員会ハンドブック」が1部ずつと、参考資料といたしまして、「我が国周辺水域の漁業資源評価」という冊子、ダイジェスト版が1冊ずつ配付してございます。

もし足りない資料等がございましたら、事務局の方に御報告いただければ、すぐ御用意いたしますが、よろしいでしょうか。

以上です。

澁川部会長 皆さん、お手元に資料はそろっておりますか。

〔「はい」の声あり〕

#### 議事録署名人の選出

澁川部会長 それでは進めさせていただきます。

まず、議事録署名人の選出が必要でございます。これにつきましては、部会事務規程第11条にございますが、会長から2人以上指名することとなっておりますので、私の方から

指名をさせていただきます。

これまで名簿の順に従って指名しておりますので、今回の委員会議事録署名人は、海区漁業調整委員会の互選委員の方から宮崎県の金丸委員さん、大臣選任委員の方からは伊妻委員さん、このお二方をお願いいたします。どうぞよろしく願い申し上げます。

## 議 題

### ( 1 ) 資源回復計画の検討状況について

#### 伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画について

澁川部会長 それでは議事に入らせていただきます。

まず、議題( 1 )の「資源回復計画の検討状況について」でございます。その中で、の「伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画について」でございます。事務局より説明をお願い申し上げます。

事務局( 阿部 ) それでは、資料1、「伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画に基づく16年度の実施状況」に基づき説明させていただきます。これは前回の部会から今までにかけてどういうことをしたかということ整理させていただいておりますので、昨年10月以降の実施状況ということで御理解ください。

まず、取り組みの大きな一つとして小型魚の再放流が行われておりまして、トラフグについては、伊勢湾において9月1日から10月31日までの間の2カ月、25センチ以下のトラフグがもし水揚げされれば、すべて再放流するという取り組み。また、三河湾におきましては9月1日から9月30日までの1カ月ですけれども、25センチ以下のトラフグの水揚げを禁止する。禁止というのは、もし揚がった場合には船上で再放流するというですけれども、この措置について実行されたということでございます。

この取り組みに関する情報といたしましては、平成17年度、今年の9月と10月の取り組みについては、伊勢湾と三河湾におけるトラフグの小型魚の再放流について、どれぐらいの取り残しの効果があるか。つまり、再放流した結果、どのように資源の回復に影響を与えているのか、効果の検証をしようということで調査を組んでおります。方法としては、一たん船に揚がった魚については、ヒレをカットして、もう一度放流する。そのヒレをカットした魚が、どこで、どういうふう採捕されていくのか、どういうふうになっている



のかを調べるということで、今、準備を進めております。

これは、周辺の漁業者等がこの効果にかなり関心があること、また漁業者自身も実際に我々がやったことで本当にどれくらい保護効果があるのかを知っておくべきであろうという意見が多かったことから、研究所の方にも協力をいただいて実施することになっておりますので、もし実施の際には、周辺の県の漁業者の皆様におかれましては採捕報告等の御協力、情報提供をお願いしたいと思っております。

続きまして、(2)まあなごです。

10月1日から11月30日までの2カ月間、25センチ以下のまあなごの水揚げを小型機船底びき網漁業及びあなご籠漁業で禁止するという事です。これまでは小型機船底びき網漁業だけが対象だったのですが、昨年、資源回復計画を見直しまして、あなご籠についても昨年の取り組みから実施をしているという状況でございます。

なお、資源回復計画の中に再放流時の生残率を高めるためのシャワー設備の導入を推進していこうということを書いているわけですが、愛知県の漁業者におきましては既に導入して、そういうことをしながら再放流を実施しているということでございます。

続きまして、休漁です。

愛知県、三重県において、平成17年2月の1カ月間に小型機船底びき網漁業者が休漁しました。休漁期間中には、漁船を活用した漁場清掃、密漁監視事業を実施したということでございます。

これは、平成14年に資源回復計画が策定されて、策定当時から資源回復計画の中には載っていたのですが、予算等の面等でなかなか実行に移せなかったところ、県の予算確保ができた、また漁業者もやってみたいということで取り組みが実現したということです。17年度につきましても、財政状況の非常に厳しい折、実施に向けて現在調整をしているところでございます。

3番目は資源の積極的培養です。

「本年7月」と書いてありますけれども、これは多分昨年だと思います。7月に、静岡県、愛知県、三重県の3県で合計約56万尾のトラフグ種苗の放流を実施するとともに、伊勢湾において約20万尾、三河湾において約3万8000尾の標識放流を実施し、放流の効果と資源管理の効果の両面について、この標識放流魚も活用して把握していくということでございます。

なお、平成 17 年度におきましては、静岡、愛知、三重の 3 県で約 82.5 万尾を放流する予定となっているところでございます。

簡単ですが、実施状況は以上です。

澁川部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から、伊勢湾・三河湾の湾内におけるトラフグの小型魚再放流の取り組みの管理効果を把握するための調査を実施するという説明がありました。特に 3 番の資源の積極的活用のところで、意欲的な種苗放流がなされているようでございますし、昨年度などは 56 万尾の放流の中で、驚くことに 24 万尾も標識放流をやっているということで、大変意欲的な取り組みがなされている状況でございます。

今の御説明で、委員の皆様方、何か事務局に御質問はございますでしょうか。

澳本委員 2 番の休漁の件ですが、2 月の 1 カ月間、小型機船底びき網の休漁がなされておりますけれども、対象船は何隻ですか。

後で結構ですので、よろしく願いいたします。

澁川部会長 では、澳本委員、後ほど報告させることにします。

ほかにいかがでございますか。ございませんね。

#### マサバ太平洋系群資源回復計画について

澁川部会長 それでは、のマサバ太平洋系群資源回復計画についてでございます。

最初に、前回の委員会からこれまでに行われた休漁の取り組みについて事務局より報告をしてもらうことになっております。事務局、よろしくお願いします。

事務局（阿部） それでは、資料 2 - 1、資料 2 - 2 をごらんください。

これは昨年の部会以降の部分です。昨年の広域委員会にも同じような資料をつけて 1 年間の休漁の取り残し効果とか、これぐらい実施しましたということをお報告させていただきましたが、それに昨年 10 月以降の部分を追加したものでございます。

昨年の 10 月以降の部分が追加されているのですけれども、資料 2 - 1 の 1 の ( 2 ) に横長の表がありますが、「16 年度漁期」の 10 月以降を見ていただきますと、休漁統日は毎月 30 統日以上休漁を実施し、特に 1 月には 96 とかなり高い実績になっているところでございます。こういう高い実績になったことにつきましては、その下の 2 番で休漁日前後

の漁獲量等がいろいろ書いた表がありますが、この表を見ていただくと、定時休漁が1回から14回までやってきています。

その下の表に臨時休漁についての1回、2回、3回の表をつけていますが、1月にはこの臨時休漁を2日間急遽実施しましたので、この部分の休漁日数が増えているところがございます。

なお、定時休漁、臨時休漁の考え方を説明させていただきますと、定時休漁はサバがいつわくかということが予想できればいいのですが、いつできるのかということはいろいろな状況によってわからないところがあるので、そもそも資源回復計画を仕組むときに、過去の実績からある程度サバがとれていた期間に、月1回、第二何曜日とか、ある程度の日を決めて休漁を実施してきました。それが定時休漁です。臨時休漁は、日々の漁獲の状況を見て、サバ類の漁獲量がある一定量の線を超えたときに、その翌日、間に合わなければその翌々日に実施するというのが臨時休漁です。昨年、平成15年の11月からずっとこれをやってきたのですが、臨時休漁が昨年の年末から今年の年始にかけて3回ほど出てきています。

そこで効果ですが、昨年も効果をどのように算定するかということで、二通りの方法で一回一回の休漁についてどれぐらいの取り残し効果があったのかということを出してきました。一つは、2番の表で「資源保護推定量A」と太枠で書いてあるところを見てください。こちらは、前後1週間ずつの漁獲量について、何船団でそれをとったかということを計算して、休漁に参加した船団数が幾らあったかで1統当たりの漁獲量を出して、それに休漁した船団数を掛けて休漁効果を出したものでございます。それが一つ。

そして、同じ表の右端の方に「資源保護推定量B」という欄があります。こちらは1日当たりどれぐらいとれましたかというものを算出して休漁した日の1日当たりの漁獲量を推定しているものでございまして、1船団当たりでやるものと1日当たりでは、1船団当たりで計算した方が多少高い効果が出ているわけでございます。

それで前回の9月ぐらいまでの状況と10月以降の状況を見ると、サバの取り残し効果がかなりあった。実際、漁獲自身も以前よりはかなりとれていたという状況になります。特に、臨時休漁の方を見てください。臨時休漁は、1週間ではなく、その日の水揚げを判断して翌日休むというやり方ですので、上の表は前後8日間をとっているのですけれども、下の方は前後2日ずつをとっているということです。それで臨時休漁の保護効果がかなり

あったであろうと考えられます。

それをもう少し細かく見た資料が資料 2 - 2 でございます。この表は、昨年の 10 月以降の毎日のサバ類の漁獲量と、サバ類をとった船回数、そしてそれがどこの漁場でとられたのかということを整理させていただいております。10 月、11 月とコンスタントにサバが何百トンという単位でとれている。なお、この時期はかなり大きいサバがとれていたということで新聞報道でも取り上げられたのですが、それが 12 月末あたり、20 日以降、特にクリスマスあたりで 3000 トンとか 4000 トンとか、急にとれだした。ただ、10 月～11 月は大きいものも入っていたのですが、この時期になると小型魚がほとんどでした。実は、資源評価で去年生まれの 2004 年級群は過去 5 年の中で一番いい加入量ではないかと推計していたのですけれども、そういう状況が実際に出てきて、小型魚がほとんどで 3000 トンとか 4000 トンの漁獲があったので、このときに臨時休漁を発動しました。

また、4 ページをごらんいただきますように、1 月 8 日に同じように 3000 トン、2400 トンという漁獲があったので 2 回目の臨時休漁をし、また、1 月末に 2900 トンとか 3000 トン近い漁獲があったので第 3 回目の臨時休漁をやったということで、当歳魚の漁獲がかなりあったので、資源回復計画で予定したとおり休漁を実施した。

したがって、資料 2 - 1 の表で見ていただくとおり、当然ながら休漁した日の効果は臨時休漁のときの方が大きいということで、かなりの取り残し効果があったのではないかと考えます。

ただ、2 月を見ていただきますと、また低調になってきています。これについて業界団体の方にいろいろ確認すると、1 月から 2 月にかけてはサバの当歳の魚群とカタクチイワシの魚群の両魚種について形成されていて、サバは大きくなると高いのですが、当歳だとそれほど単価も高くないこともあり、漁業者の方もサバに集中することなく、カタクチイワシをとる人、サバをとる人というふうに取り分けながら操業をしていたことから漁獲が上がらなかったのでしょうかという報告を受けております。

こういうことはこういう数字だけを見るとなかなか上がってこないのですけれども、以前 1990 年代に 2 回卓越が発生してきたときは、サバが発生してきた、ワーツということでみんなでサバをとりに行ったんですが、あれがなかったらという話になったので、今回はカタクチイワシの漁場が形成されたこともあって、現場の方でうまく取り分けながらやっていったということで、数値には見えませんが、17 年の資源評価をする際にはこういう

ものも取り残し効果として評価されるのではないかと考えております。

簡単ですが、操業の実績につきましては以上です。

澁川部会長 御苦労さんでございました。

二つの資料について事務局より説明がありました。資料 2 - 2 の方は種別の操業状況が克明に出ております。それから、資料 2 - 1 の方は、係船休漁の資源保護への効果を何とか形状化しようという努力のあらわれです。いまひとつわかりにくいところもありますが、その努力は評価いたしたいと思います。

さて、この二つの資料に基づく説明につきまして、委員の皆様方から感想なり御意見を伺いたいと思いますが、いかがでございますか。

鈴木委員 まき網もこれにかかわっているので、一言、お話ししたいと思います。

今の事務局の御説明のとおりですが、まき網の方でも意識が大分変わってきてまして、北部太平洋のまき網は周年通して沿岸でやっている船は、サバ、イワシ、カタクチ、アジ、イカをやっていますが、昔からやはりサバとイワシが主力であった。主力のイワシが、周期説かどうか、わかりませんが、このところ漁獲が見られないということで、サバを非常に大事にとろうという意識になってまいりました。先ほど事務局も話しましたが、9月から10月の秋口にとれたのは非常に大型のサバでありまして、春先のサバの10倍ぐらいの値段です。はっきり言うと、今は30円ぐらいですけれども、去年の秋は300円ぐらいしました。そういうことで、資源回復計画についても、休漁することには現場でも最初は異論がありましたが、今では全く異論もなく、進めていこうということになっております。

それに付随して、水産庁の指導もありましたが、別の意味でも、そう多くとっても仕方がない、コストを低減しながら大事にとって高く売ろうという意識が出てきました。そういうことで、周年行っている主に80トン型は20カ統ほどいるのですが、その20カ統のうち15カ統は、運搬船は一艘体制になりました。ですから、昔のように一艘積んで、またもう一艘積むほどとろうということはなく、一艘で十分だということです。ですから、実に75%の船が1隻体制にして、魚を多くとる時代ではなくて、大事にとろうということにしております。大型の135トン型は、御存じのように4月から9月ごろまでカツオ・マグロで行くものですから、3昼夜も7昼夜も魚をとるということで現体制の1隻とはなかなかいかないと思いますが、80トン型は今後は全船一艘に向けて調整もきちんとやっ  
ていこうとしております。

ですから、臨時休漁が期限内で3日あったということですが、臨時休漁をかける場合も、最初のころはせっかく来たものをとるのになぜ臨時休漁をかけるのかということでしたが、現在では逆に、漁民の方から「とれるかもしれないから臨時休漁の用意をした方がいい」という話が出てきて、ここ何年かの間で、我々まき網の方も資源を大事にする意識が広がったように感じております。これも水産庁をはじめ皆様の御指導があったおかげと感謝する次第です。

澁川部会長 まき網業界の代表委員の一人であります鈴木委員から感想と努力の経過等の御報告、御説明がありました。

ほかにいかがですか。外記委員、どうぞ。

外記委員 千葉の外記でございます。

過日の「水産経済」に水産総合研究センターの谷津さんという方の文章が載っております。その中身はイワシとサバの資源ということで載っておりましたけれども、イワシにつきましては地区環境によって増減がなされていると。ただし、サバについては人為的な漁獲努力によってサバの資源が減少したということをはっきり言っておりました。それで、92年と96年には卓越年級群が発生したけれども、そのときには全く資源のことを考えずにとったから今こういう状況に落ちているというふうに書かれておりました。資源にとっては、やはり控え目にとることが一番大事であって、日本の漁業の場合には、戦後ずっと、とり放題にとるということが海の上で行われてきたので、いろいろな資源の減少に直面していると思います。

今、定時と臨時の休漁の結果を見せていただきましたところ、定時の場合は、第10回、第11回、12回、14回、そして臨時は3回とも、休漁する前日の魚の水揚げを見ますと、よくやったなと思われるような、まき網の皆さんの努力をしている姿が見えました。おかげさまで、今まで千葉県沖におきましては、1月ぐらいには定置で3年魚のマサバがある程度とれましたけれども、釣りでは全くだめだったんです。ところが、今年は定置にも少し入りましたし、小型の釣りの方も大きなマサバが釣れるような格好になってまいりました。

今は社会主義のノルウエーでさえもサバの資源が減っているらしく、輸入がかなり少なくなっているということで、日本近海の特に寒サバは単価が非常に高くなっております。だから、これからもまき網の皆さんにも努力をしていただいて、今やっている定時あるい

は臨時の休漁をやっていけば、遠からずマサバ資源も回復するだろう。ただし、回復した段階でとり放題にとれば、またもとの木阿弥になってしまうから、そのときにはお互いのブレーキを十分かけて、網も釣りもサバの資源を大事にして、お互いに利益を得るような海にしていきたいと考えております。

澁川部会長 外記委員、ありがとうございました。

1990年代の苦い経験を踏まえて今の資源回復計画があるわけです。私もあのときちょっとかかわったことがありますけれども、本当につらい2回の経験でした。

外記委員から初めて御評価いただく御発言がありました。これはこの委員会としてもまことにすばらしいことで、沿岸漁業と沖合漁船漁業の対決構造しかなかったのが前向きな形で進んでいるという話は涙に値する気持ちです。

ほかにございますか。

それでは、後の議題もありますので、先へ進めさせていただきます。

続きまして、資料2 - 3にかかわる話でございましょうが、マサバ太平洋系群資源回復計画の一部見直しがございます。これは私も出席しましたが、去る3月11日、仙台で開催されました太平洋北部会において審議がなされてまして、御了解を得たわけでございますが、マサバ太平洋系群は北部会とこの南部会の両方にまたがる資源でありますので、本部会においても御審議を願わなければいけないということでもあります。

事務局より説明をお願いします。

事務局（阿部） それでは、資料2 - 3について説明します。「マサバ太平洋系群資源回復計画新旧対照表」ですが、実は資源回復計画の中身を一部見直したいということですので、「新」の欄の中でアンダーラインが引いてある部分を追加させていただきたいということでございます。

これについては、資源回復計画の中には、まき網漁業者がどういうふうに休漁するか等々を書いている項目がありますが、そこではなくて、その他関連する事項を資源回復計画でまとめるところがありまして、その中で漁船漁業のあるべき姿と申しますか、将来像みたいなものについて、水産庁の方で業界の人や学識経験者に集まってもらって検討してきました。漁船漁業構造改革推進会議と言いますけれども、その中で大中型まき網漁業についてはこういう形がいいのではないかという中間報告が出されまして、その中で「ミニ船団化」と。これについては漁獲努力量を高めるような効果がなく、なおかつ経済的に成り

立っていくことから、こういうものを推進していくべきだという一つの提案がなされました。それを踏まえて推進していこうと。マサバの資源管理という意味からも、本当に漁船漁業構造改革推進会議で話し合われているような状況があるのであれば、こちらに盛り込んで推進していった方がいいのではないかとということで提案させていただきました。

詳しい中身は2枚目に書いております。これにつきましては、本日、担当の班長を説明に呼んでいますので、代わります。

事務局（富田班長） 沿岸沖合課でまき網漁業を担当しています指定漁業第1班の富田です。よろしくお願いいたします。

皆さんも御承知のことだと理解しておりますけれども、もう一度かいつまんで先ほど阿部から話のあった漁船漁業構造改革推進会議がどういう経緯で設立され、どういう提案があって、なぜこういう「ミニ船団化」につながったのかということを中心に説明させていただきたいと考えております。

実は、去年の平成16年の3月31日に、漁船漁業の構造改革に向けての提言ということで「漁船漁業構造改革推進会議中間とりまとめ」が出されております。そもそも推進会議そのものがなぜ設立されて、どういうことを検討したかといいますと、皆さん御存じのとおり、漁船漁業の再生を図るためには、これまでの水揚げ量重視の経営から、労働環境や収益を重視して資源管理の中で漁船漁業そのものの体質を低コスト化に変える必要があるということで、最新の技術等を導入して漁船漁業の構造を変えていきたいと思いますということでございます。そこで水産庁として、具体的な施策等を工程表として平成15年7月に整理し、その中で産・学・官連携のもと、漁船・漁法等に係る新技術システム等の開発、起業家規制の見直しの必要性、既存漁業や資源管理等の調和を図るためということで、こういう会議をいろいろやっていきたいと思いますということを定めております。

この推進会議そのものは、水産庁も過去に漁船の構造改革とか、いろいろなシステムの開発をしたのですが、なかなか実用化しなかった等、いろいろな反省点も踏まえまして、この会議そのものは、遠洋、沖合、沿岸漁業者、技術開発者、行政が一堂に会して、中身はすべて公開で議論するというところでやっております。すべてをオープンにして技術の実用化に向けての合意形成を促進するというのを目的として、漁船漁業構造改革推進会議が開催されております。会議そのものについては平成15年10月から16年3月にかけて4回開催され、専門家の委員の方々に議論を進めていただいております。



その中で、最初にポイントとしてどういうことを検討するかということで、いわゆる省人・省力化・省エネ化、そして高付加価値化、未利用資源等の開発、あるいは居住空間・作業空間を確保するための新技術の導入を推進していくということで、当初、大日本水産会やシステム協会さんから 53 件の経営改革型漁船の提案等がなされたわけでございます。その中から、まず新技術システムの導入によって漁業経営の収益改善が見込まれ、なおかつ具体的にそれを裏づける経営収支等の資料が整備されているということで、提案 5 件を取り上げて検討したところでございます。その中の一つとして、まき網のミニ船団化が挙げられております。

なお、具体的にほかに何があったかと言いますと、マグロはえ縄の電気推進システムの導入による省エネ化とか、北欧型の底びき網漁船導入の検討とか、そういうものもなされております。その他のものについては具体的なものはありませんけれども、今回は、まき網漁業ということで具体的な提案のあった漁船漁業像、資料 2 3 の 2 ページにありますように、船団の縮小ということでございます。これは、従来の船団におきましては 5 隻体制、網船のほかに運搬船 2 隻と探索船 2 隻と大体 5 隻体制で操業されていたわけですが、これを運搬機能を持った網船と付属船 1 隻ということで、船団そのものをスリム化しようということをやっております。

網船そのものについては運搬機能を付加することで大型化になりますけれども、漁獲努力量を削減するという事で水産庁の方で規定を決めまして、魚槽容積とか網置き場の広さ等を制限することにより漁獲努力量そのものも減らしていくことを考えております。

漁獲量につきましては、水研センターで「北勝丸」がずっと事業をやっていたわけですが、それと現行の船との比較で大体 30%、物によっては 40% ぐらい削減される。サバについて試算したところ、ミニ船団化することによって現行の船団よりも 40% 漁獲努力量が削減されるのではないかと試算しております。

期待される効果としては、そこに書いてあるとおりですが、隻数が減ることによって乗組員数も減る。また、漁獲量は減少しますが、経費そのものも削減されるということで、水揚げ量そのものは減りますが、経費も下がるので、その分、実収入については確保できると考えております。

本来、このようなものをつくっていく場合、いろいろなレベル状況があって、なぜ大中型まき網だけが進むかといいますと、実は、もともと漁船漁業構造改革の中で具体的な導

入計画を定めておりました、まき網については、導入漁業希望者がいたということです。委員としてここに出席されている福島委員が第1号ということになりますけれども、そういう方がいたことから、今回、ミニ船団の試験操業として、今月末ぐらいに出して、いろいろなデータをとっていただいて、実際の漁獲量等を我々の方に四半期ごとぐらいに報告いただき、実際の船との比較、漁獲量の比較等をして、どのようになるかということは今後とも漁船漁業構造改革会議の中で報告して、あわよくば制度化していきたいと考えております。

運搬船が減ることによって漁獲量そのものも減っていくのではないかと、なおかつ、こういうことを進めていくことによってマサバの太平洋系群の回復、要は実際の資源に対する圧力を船そのものでも減らしていけるのではないかと考えておりますので、資源回復と直接リンクはしませんけれども、この事業の結果を踏まえて資源回復の中の一つとして入れていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

澁川部会長 御苦労さんでございました。

ただいまの資源回復計画の見直し、資料2 3の1枚目を見ていただきたいのですが、「新」の「その他」で、そこにあるように「計画をすすめていくこととする。」という記述を入れようと、こういうことでございます。

ただいま事務局より説明がございましたが、補足がございましたら、お願いします。

長谷室長 これは漁船漁業構造改革推進会議で検討しているわけですが、このように「その他」のところに2行ほど入れることによって、この場においても話題として、また、操業の状況について先ほどの休漁と同じように適宜情報提供することにより、その結果をみんなで見ていき、それを踏まえてまた考えていくという趣旨で入れさせていただいているということでもあります。

澁川部会長 事務局の説明が終わりましたけれども、何かございますか。

外記委員 今度は苦言でございますけれども、マサバの資源回復について、今まで嘗々とまき網の皆さんが努力してきた中で、試験操業とは言いながらも、しかも、「ミニ」という名前のつく船団でございますが、船自体は300トンという大きな船になっていますよ。船が大きくなれば操業日数も違いうだろうし、海における競争がどんどん大きくなりますから、80トンと130トンと300トンが競争して魚をとる海になるのではないかと思います。私は水産庁の考え方は……。確かに試験操業とは言っておりますけれども、試

試験操業の結果がよければ、130 トンも 80 トンもみんな後を追っかける形になっていくのではないかと思うのです。だから、今、300 トンのまき網を水産庁が許可して果たして今の日本の海に合うのだろうか、そんな考え方をしております。

以上です。

澁川部会長 御意見、ありがとうございました。

この話題は北部の部会でもやはり話題になりまして、外記委員がおっしゃったような御懸念を表明される方が出ました。北部会で初めての話題として出たものですから、そのときはやや紛糾したのですが、今日の説明は北部会るときよりも具体的に漁船漁業構造改革推進会議の話にも触れて、また長谷室長からのフォロー発言もあったということで、少なくとも北部会よりも進んだ事務局説明であったように思います。

漁船漁業構造改革推進会議という非常に重たい名前の会議が開催されているわけですが、これは次長をヘッドに関係者が集まりまして、漁船漁業の方だけではなくて沿岸の方からも委員が入り、日本列島全体が資源枯渇の危機にあるという状況の中、外記委員の御心配にあったような資源を回復しなければいかんという状況下で果たしていかがかという話は前提の上の前提で議論が進められてきたわけでありまして。

したがって、英知を集めた構造改革推進会議の結論は、今のところ試験操業という姿でありますから、この先は定かではありませんけれども、少なくとも私どもがこの場でこれを扱うのは、資源を回復するという議論の中でこれを扱うということでありまして。資源なくして当然とり手はいないわけですから、そこは十分に十分の懸念を持って、配慮しながら当委員会で扱っていくということでありまして。したがって、水産庁の説明にもありましたように、私どもはあくまで資源回復計画の中でしかとこれを見きわめていくということによろしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

外記委員 よろしく申し上げます。

澁川部会長 ありがとうございました。

宮本委員、どうぞ。

宮本委員 関連しての意見ですが、漁船漁業経営者の1人として、発表されました漁船漁業構造改革推進会議の今回のミニ船団化に対しては、前向きで、ある意味では将来を見据えた形の生産性のある試みではないかと私は期待をしております。と申しますのは、資源管理は非常に大変ですけれども、資源管理が成功して魚がいっぱいできたときに、とる

船が老朽化してしまったら大変なことになるわけでございます。我々の海域におきましても底びきをやっているわけですが、構造改革推進会議の中で北欧型底びき網漁業に対する研究がなされているようでございまして、将来、我々の地域における漁船漁業を継続する意味においても、そういった形の研究がどんどんされていって、できれば日本の国内の漁業を守り育ててほしいと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたしたいと思えます。

澁川部会長 宮本委員さん、ありがとうございました。

ほかに御意見はございますか。よろしいですか。

それでは、本部会として資源回復計画の一部見直し案について了承してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

澁川部会長 ありがとうございました。それでは、了承することにいたします。

#### 太平洋南部キンメダイ資源回復計画について

澁川部会長 さて、いよいよ今日最も時間がかかりそうな気配でございます の「太平洋南部キンメダイ資源回復計画について」に移らせていただきます。

これまで南部会におきまして候補魚種として本部会で提案されておりました魚種のうちのキンメダイですが、初めに、キンメダイについてはこれまでの調査研究の中でどういう科学的な知見が蓄積されているかということについて、独立行政法人水産総合研究センター、中央水研の石田部長さんがお越しいただいておりますので、まず御説明をちょうだいしまして、それを頭に置きながらこの後進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いします。

では、石田さん、よろしく願いします。

中央水研（石田） お手元の資料3 2をごらんください。タイトルが「キンメダイ資源調査報告書」となっております。これは、参画機関を示していますように、千葉県さん、東京都さん、神奈川県さん、静岡県さん、高知県さん、この五つの水産試験場の協力を得て中央水産研究所が取りまとめたものです。3年ほど前にこの回復計画がらみのことが話題になり始めたときに、水産試験場の方から要請がありまして、この五つの機関と中央水

研を含めてワーキンググループを結成しました。その取りまとめは毎年行っております。これは最新のものです。これについてざっと紹介させていただきます。

まず生物学的特性です。寿命が非常に長くて、最高で 26 歳以上生きることが知られております。成熟は 3 歳ぐらいで成熟します。産卵期は夏であります。島周りでも産卵が確認されております。これは東京都さんも調査されております。

それから、索餌は周年です。そして大きな回遊をします。これは千葉県さんがまとめられているのですが、この資料の 3 ページ、図 1 をごらんください。少し見にくいのですが、白い印で示したところで放流して、主に千葉県さんがされているのですが、高知県さんも神奈川県さんもされています。黒いところで採捕されたということです。

千葉沖で放流したものが、極端な場合は、沖縄とか宮古へ南下する傾向が見られています。ただ、南下だけではなくて、隣の島に行ったり、一部は北上するものもありますが、目立った傾向としては、ずっといるのではなくて、ある年齢に達すると南下するものがある。すべて南下するものではなくて、そこにずっと居続けるものもいる。そういう魚種でございます。

次に漁業の特徴に移らせていただきます。

漁場図を先ほどの図 1 の下の図 2 に赤で示しています。「漁場」と書いてあるのは、印として入れたのですけれども、消しておいてください。大きく言いますと、伊豆諸島、高知沖、あるいは沖縄、それから天皇海山の方でも漁獲されております。ここに書いていますように、それぞれの地域で、資源保護のために禁漁期や操業規約等を定められて自主的な資源管理がなされているという報告を県の方から受けております。

次に漁獲の動向ですが、4 ページに移ってください。上の方に 1 都 4 県（千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、高知県）のキンメダイの漁獲量を合わせたものを図示しております。一部色が落ちていまして、静岡県さんは真ん中だけ色がついていますが、これは一番上がブルーで、ここが高知県さんです。その下の灰色のところは静岡県さんです。その色が一部 97 年ぐらいから落ちていますが、これは静岡県さんが続いています。それから黄色が神奈川県、黒いところが東京都さん、一番下の白いところが千葉県さんです。

この推移を見ていきますと、76 年ぐらいは 2000 トンだったものが、漁業が発達して増えまして、84 年には 1 万 504 トンと 1 万トンを超えています。高い水準が続いて、91 年には 1 万 1000 トンの最高を示しています。その後はちょっと落ち出して、98 年ぐらいに

6381 トンとかなり低くなりました。その後また復活して、2001 年には 8585 トン、直近の 2003 年は 6116 トンとなっております。

この図を詳しい数値にしたものが下の表です。

1 枚めくっていただきまして図 4 ですが、これは天皇海山及び小笠原公海で漁獲されるキンメダイの漁獲量を示しています。ここもちょっと色が変わっていますが、主体が着底トロールです。黒っぽいところですよ。それから底刺網もございまして。その数は非常にわずかです。数値は下の表に示してございまして。

以上が漁獲量の推移です。

資源評価の方法として、非常に広い範囲に分布するものですから、今のところ、各都県さんから出していただいております努力量当たりの漁獲量（C P U E）がどのくらい変動するかということを見ております。

6 ページに進んでいただきまして、図 5 ですが、これは千葉県さんのデータです。漁法は一本釣りですけども、1 日 1 隻当たり何キロとれますかという数値です。いろいろな場所でその変動を見たものですけども、極端に落ちているという感じはございません。

それから、図 6 は東京都さんのデータです。同じ形で 1 日 1 隻当たり何キロ漁獲していますかというものですが、三つの漁協の数値の推移を示しています。これで見ても漁獲量は近年減っていましたが、C P U E で見る限り、どんどん落ち込んでいるという感じは見受けられません。

図 7 が神奈川さんのものです。「 」が水揚げの回数、「 」が水揚げ 1 回当たりの漁獲量です。これで見ると、変動はありますが、近年特に落ち込んでいるということもございません。

ページを進んでいただきまして、図 8 ですが、これは静岡県さんの例です。黒と白は違う場所のもので、下田と伊東で推移を見ても、近年、極端に努力量当たりの漁獲量が減っているようなことはないように思われます。

図 9 が高知県さんのものです。いろいろな魚種がございまして、これも努力量当たりの漁獲量です。これも変動は大きいのですが、特に悪くなっているような傾向は見られませんでした。

この魚種は漁法にも関係しまして、図 10 を見ていただきますと似たような図が載っていますが、左の一番上が 1998 年の黒潮の流軸の変動を示しています。1998 年、1999 年、

2000年、そして右の一番上が2001年、2002年、2003年です、これで何を言いたいかといいますと、例えば2002年、2003年は、流軸が伊豆諸島あたりで割と同じところを通っている。真っ黒になっている。それに対して、ほかの年は結構振れているということがございます。漁法的に、はえ縄を入れると流されたりして、魚はいるけれども、黒潮の影響でとれなくなったりするということが報告されております。

次にページを進んでいただきますと、各県の方が提供していただいた体長組成を示しております。9ページの図11が千葉県です。ここで特徴的なのは、全部で8つありますけれども、右上の一番上の図は2000年10月1日に測定したもので、24センチあたり一つ山があって、33センチあたりにもう一つあります。こういう小型が出てくるということです。それから、似たような形で見ますと、下の図12は東京都さんのものですが、1年遅れた2001年に25センチと30センチの間に一つ山があって、35センチあたりにもう一つ山があるということがうかがえます。しかも、この山が翌年の2002年にはちょっと大きくなっていることがわかります。だから、一たんついたものがどうも成長しているらしいということがわかります。

それから、次のページは静岡県さんのデータです。たくさん測定されています。先ほどの東京都さんと千葉県さんと少し様子は違うのですが、見た感じ、極端に小型化しているようなことはないと思われます。大体35センチぐらいをずっととっているかなということですが。

次に、11ページの図15は高知県さんの例です。これも、右側の一番上、2001年に25センチから30センチの間に一つ山があり、それから40センチぐらいに一つ山があります。この図と例えば9ページの東京都さんの八丈島の2001年を見ますと、二つは離れた場所ですが、2001年に東京都の八丈でもやはり25センチと30センチの間、それから高知県の室戸沖でも25～30センチの間に山があって、今度は35センチ～40センチのところに二つ目の大きな山がある。そういう形で、ある魚が非常に広範囲にわたって入ってきて、それがいついて成長していく。また、ある年になると、一部は先ほどの標識放流で示したように南に下がるものがある。それがどこに行くかはわかりませんが、25センチの入ってくるものがどこから来るのか、また、一部はそこで産まれたものがあるのですが、今の予想では、南に下がったものがどこかで産んで、それが黒潮に運ばれて室戸沖にも入ってくるし、八丈島や伊豆の方にも入ってくるのではないかと考えられております。

最初の文章のところに戻っていただきまして、2ページです。「資源評価まとめ」のところですが、漁獲量の変化、体長組成の推移変化から見て、資源水準としては高いところから低くはなっているけれども、非常に悪いという状況ではないだろうということで、中水準で、動向は横ばいと考えております。

それから、「資源管理方策まとめ」ですが、各都県の自主的な資源管理が重要であり、これらの管理方策の推進に連携・協力する。2点目として、先ほど申しましたように、系群構造や、まだわからないところがございますから、回遊生態等の解明により資源構造を把握して、資源管理方策の検討に資する。このように研究機関の間では意見を取りまとめております。

以上です。

澁川部会長 石田部長さん、ありがとうございました。

事務局の説明の前に、今の石田部長さんの御報告の補足を私の方からさせていただきますと、実はキンメダイにつきましては当部会で候補魚種に挙がったわけですが、率直に申し上げまして、キンメダイ資源への調査研究の対応は残念ながら国の研究機関よりも都道府県の1都3県さんの御努力とデータ蓄積が大変進んでいたわけです。この部会で取り上げるという話になって、国の方も担当を決めて、関係県と相談しながら、ここでの報告に至るという経過があったと伺っております。ただいまの説明にもありましたように、大変広範な範囲で動いているということもありますし、それから、南の方の幼魚が黒潮等に乗って北上して伊豆七島あたりにたどり着くというような、なかなかドラマチックな生態を持っているという話であります。そういう状況の御報告であったわけです、

それでは、この内容の御質問を伺う前に、事務局から資料3-1の方、どんな取り組みがあるのかという話についてまず説明をしてもらいまして、その後、石田部長さんの御報告もあわせて御議論していただくという形で運ばせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局、説明をお願い申し上げます。

事務局（阿部） それでは、資料3-1に基づいて説明させていただきます。

まず、「これまでの状況」のところの1の資源状態ですが、先ほど石田部長からお話があったとおりですので、ここは省略させていただきます。

2番目の「漁獲状況」です。これは資源回復計画の関係で、特に太平洋南部会の関係県



においてこれをとる漁業者が多いことから、太平洋南部会の候補魚種として挙げたということで、太平洋南部会の各県にどのような漁業がありますかと聞いたところでございます。

そして、千葉県、東京都、神奈川、静岡、高知県で、立て縄漁業とか、底立はえ縄漁業とか、樽流し、そういう漁業形態により操業がなされているということでございます。

主な漁場は、県別に整理させていただいております。千葉県については、房総半島沖、東京都湾口、一部は伊豆諸島まで行っている。東京都は伊豆諸島でやられている。神奈川県は、伊豆諸島、房総半島沖、東京都口の方に行っている。静岡県は、伊豆半島、御前崎沖、伊豆諸島、そして南西諸島海域には大型船が行っているということです。高知県については、室戸岬沖と足摺岬沖に漁場があります。大まかな漁場については先ほどの石田部長が説明された資料にあったような漁場だということでございます。

漁獲量についても、一時は1万トンを超える漁獲があった。これは、アジ、サバ、イワシ、カツオ、マグロ等を除くと、太平洋南でかなり大きな漁獲を示している魚種でありまして、一時期は1万トンを超える漁獲があったけれども、それが今は6000トンあたりまで減っているということです。漁獲量だけを見ると増えている状況にはないということが言えると思います。

資源管理の取り組みですが、これにつきましては1都3県（千葉、東京都、神奈川、静岡）が平成6年度に資源管理指針を作成し、7年度以降は資源管理計画を作成して資源管理を実施してきております。主に、立て縄・釣り漁業が中心となって、そういうものに取り組んでいる。そして、漁業者が中心となりまして、1都3県キンメダイ漁業者協議会を開催し、定期的に資源管理の話し合いもしてきているということで、キンメダイについては1都3県の漁業者による自主的な管理が既に定着しているという判断ができると思います。

そういう中、キンメダイは1万トンを超える漁獲を上げたこともあるということで、この資源回復計画のテーブルに上がったと思うのですけれども、この資源回復計画で取り組むことについてどうでしょうかということで、太平洋南部会でキンメダイを漁獲する漁業がある県の漁業者に漁業者協議会で聞いております。その結果でございます。

千葉県です。現時点で資源は悪化していない。これは石田部長の説明のとおりだと思います。既に1都3県の資源管理の枠組みがある。これも説明したとおりでございます。資源管理措置が既に講じられてきて、効果が上がっていると言っております。また、今後、

より広域な取り組みを実現するには、資源回復計画とは別に広域漁業調整委員会等の場で協議していくのがよろしいのではないのでしょうかということです。また、水産庁からも資源回復計画の具体的な内容の提案がなく、この段階では判断できませんということでもあります。具体的な提案がないということですが、今の資源状況がそれほど悪くないこともありますし、研究者側からも特に今この管理をやりなさいという状況にはないと。水産庁として、今はこういう資源状況なので、これをやってください、これをやることで資源回復計画をやりましょうと言える材料がなく、特に具体的な提案が出せない状況の中で話し合いをしていただいたのですけれども、やはり具体的な提案もないのに、将来何をやれと言われるかわからないし、既に十分やっているという中では判断できませんということでもございました。

東京都です。キンメダイを将来にわたって継続的・安定的に利用するため、関係県が連携した統一的な資源管理の取り組みが必要だと考えているということです。これには、立て縄という釣り漁業だけではなくて、はえ縄漁業等の協力も当然求めて、その中でやっていきたいということです、そして、資源回復計画を実施するのであれば連携してやっていくべきだと。つまり、連携してやるのであれば資源回復計画を実施すべきであるというふうに言っているということです。

神奈川県です。現在の枠組みより広い新たな資源管理体制の構築は当然必要であります。従来からの資源管理の取り組みや操業実態に加えて、科学的知見を尊重して、幅広い関係者の合意形成がなされて、関係都県が資源回復計画の策定に参加していくということであれば、それへの参画は十分可能ということです。そのためには国がリーダーシップをとってくれということでした。

静岡県です。資源が危機的な状況にあるわけではないが、漁業への新規参入の防止等の予防的資源管理の枠組みは今のうちに準備しておくべきである。現在の枠組みよりも広域的な資源管理体制の整備が必要であり、資源回復計画で取り組むことが適当であると考えているということでもあります。

高知県です。資源状況は悪くなく、緊急的な資源回復の必要性はないということです。「獲り放題」では資源を悪化させることから、室戸地区では、資源管理は地域の課題として取り組んでいく意向がありますということです。これは、上の方で「連携した統一的な」と言っているのとは別で、地域の取り組みとして取り組んでいくということであれば

考えていますということです。

こういう漁業者協議会の結果でして、水産庁として具体的に今これをやらなければいけないという資源水準にはない。また、資源が悪いわけではなくて、科学的な知見がそろっているわけでもないの、何をやってくださいと提案できる状況にない。そういう中で、資源管理を資源回復計画でやっていこうではないかと考えている県があり、一方では既に十分なことをやっているからこれ以上の措置はありませんという県があり、みんなでやっていこうと考えている県もあれば、地域でやっていきたいという県もある。水産庁の方針としては資源管理型漁業を積極的に推進しておりまして、そういう枠組みの中でやるのであれば支援しますということで、いろいろな会議や調査等、いろいろな助成をしてきたわけですが、こういうばらばらな中では、さて資源回復計画をつくっていくべきか、つくっていかないべきか、非常に判断に悩むところございまして、これは水産庁だけでは決め切れないということで、今まで決まらない状況で来ています。

先ほども言いましたように、いろいろな意見にばらけている。なおかつ、今日提案させていただいたのは、挨拶の中でもありましたが、資源回復計画に取り組むのであれば16年度末までに取り組む魚種を決めましょうと言っている。そうすると、今の材料だけで判断しない限り、資源回復計画をやるのであれば、その先はないということであります。そういうこともあって、さてどうしたものかと思いついて悩んでいるところです。

そこで、3ページを見てください。二つの案を考えてきました。我々の方はこういふことならどっちかに整理ができるのではないかとということで、二つの案を考えさせていただきました。その要素の大きな一つは、今はわからない状況でも何かやりたいという県がある。わからないから、やるかどうかを表明できないという県があるということが大きな一つ。二つ目として、調査はやっていかなければいけない。そうしないと、その先に進めませんねという話がある。この二つを組み合わせると資源回復計画の形をつくって何かやっていけるかどうかというのが「案の1」です。資源回復計画とは関係なくやっていきたいと思いますのが「案の2」です。

それでは、この二つの案を説明させていただきますので、この二つの案についていろいろ御議論いただきたいと思っております。

まず「案の1」です。資源回復計画という形をつくっていくのであれば、このような形がいいのではないかとということで提案させていただきます。当面の間、これまでの資源回

復の取り組みを維持しつつ、漁業者が資源回復計画への取り組みに理解を示している都県、ここで言うと東京都や神奈川や静岡で、これは「連携しながらであれば」という前提がついているかと思うのですけれども、こういうところについてはやるということなので、調査もどんどん進めながら現状の管理を実施しつつ、今の資源状況はすぐに何かをやらなければいけない状況にはないので、将来的に例えば漁獲の状況が悪化するとか、卓越年級群のように非常によい加入があったことが確認された場合とか、操業の実態から体長が小さくなってきて資源が縮小傾向にあるのではないかとといったような状況が確認された場合に、資源回復計画の枠組みを活用して取り組みを行う。つまり、国が中心になってある程度の方策を取りまとめ、それに基づいて取り組みを行う。その取り組みに対しては国・県の助成を受けながらやるということです。資源回復計画の取り組みを活用して、調査が進んでいく中で科学的知見に基づいて各漁業者が取り組む措置を検討の上、決まった段階でそれを資源回復計画の中に盛り込んで、その措置を取り組んでいくということです。

3番目は、今は判断できないと言っている県の漁業者については、わからない状況の中でもやろうと言っている県の状況を注視しながら、とりあえずこういう枠組みの中でやりましょうというふうに決まったならば、その段階で自分の県としてどうするかを判断してもらいましょうというやり方はどうかというのが「案の1」でございます。これは資源回復計画を実施するという事に位置づけられると考えております。

「案の2」ですが、これは資源回復計画は全く関係なくということで考えたものでございます。は、これまでの資源回復の取り組みを維持しながら、関係都県が水研センターと連携を図りながら資源状況のモニタリングを実施していきましょうということで、これは「案の1」のとほとんど変わりません。やりたいと言っている県がということではなく、今でも資源調査をやっていたり資源管理をやっている人たちはやってくださいということです。

です。広域漁業調整委員会において資源状況の把握は続けていきましょう、そして必要があれば資源管理の措置について、この委員会を活用して検討していきましょうということです。その提案について漁業者に聞き、広域漁業調整委員会が漁業者に提案するという形での資源管理の進め方をやっていくということです。

それで、こういうことが実際に起こるかどうかはわかりませんが、広域漁業調整委員会には委員会指示権限がありますので、具体的にそういうものを利用することも最終

的にはあり得るのではないかと、というので、「案の2」は広域漁業調整委員会が中心になってモニタリングや漁獲実態の把握、資源管理の状況等を定期的に情報をとっていきながら、適宜判断し、資源管理の提言をしていくということです。

以上の二つであれば、各県の意向がそれなりに踏まえられて、今日の段階でどちらからの案に御賛成いただいてまとめられるのではないかと、ということで考えられたものでございます。これ以外によいアイデアがあれば当然それでも結構ですし、資源状況が悪いわけではないので、今日決めなくても先にということもあると思います。ただし、先ほども言いましたとおり、資源回復計画という枠組みでやっていくのであれば今決めてほしいということです。

今まで、この委員会の場では、水産庁で関係県や関係漁業者と十分話し合っただけで方向性を決め、確認する場として活用させていただいておりました。ただ、実は検討期間は3年ぐらいいったのですけれども、急遽、この半年ぐらいいればたばたとやり、結果がまとまらないということでありましたので、実はこういう場で検討させていただいて方向性を出してもらいたいということがございます。よろしく申し上げます。

澁川部会長 事務局から説明がありましたが、見方によっては大変贅沢な話題のようにも思います。今まで御議論いただいたことは、資源状態が相当緊迫しておりまして、何とかしなければいかんと。しかし、関係漁業者の利害が反するとか、さような中でどうやって収れんさせるかという話でありましたが、今回はちょっと装いを異にしておりまして、ただいま説明があったような状況でございます。いかに扱うかという話は、委員の皆様のお意見を伺って収れんできるものなら集約させたいということになるかと思っております。

具体的に二つの提案がありましたが、いまひとつよくわからないところもあります。まず一つだけはっきりさせていただかなければいけないのは、資源回復計画に乗せるという話は今月の3月31日までだと。そこで、乗せたらどういうメリットがあるのか、そして乗せなければ後々後悔するような話なのか、その辺がいまひとつ見えないので、けれども、その辺、何か具体的に補足できますか。できないのなら、そこはやめて、即、委員さんの意見を聞きますが。

事務局（阿部） 水産庁が考える資源回復計画に乗っておいた方がいいというメリットを幾つか言います。

一つは、今の水産庁の施策が資源回復に向けておりまして、資源回復のための会議を開

こうとしています。今までは国の資源管理型漁業のお金が一部出ていたのですけれども、そういうものが基本的に資源管理の方ではなくて資源回復計画にということなので、まず会議を開くこと等も今までできたものができるということになる。資源回復計画の検討であれば国のお金が活用できる。また、実際に取り組みを行うとなったときに、資源回復計画で助成できるメニューに乗っているものが採択されるようなことがあれば、それに対して国の助成が得られる。

それから、ある程度自主的な取り組みという枠組みになると、逆に時間制限がないという形になってしまうと思うのですけれども、資源回復計画に重点を置いていろいろな資源調査もやってきているので、水研センターあたりと調整しながら計画的にやっていくための調査の充実も図られるのではないかと。

資源回復計画のデメリットとなりますと、資源回復計画で決めたルールはきちんと守ってもらわなくてはいけないということと、資源回復計画で国等の支援を受けながらやっていくこととなりますと、例えば今までならT A E制度等をやっていますけれども、そういう公的な規制を受けるようなところはございます。また、国として出ていきやすいという面もあるので、いろいろな調整の中で国に出て行ってもらいたいという機会があれば、我々も資源回復計画の方が出て行きやすい。そういうところがメリットであると思います。

以上です。

澁川部会長　そういうことでございます。

私もよくわからないんです。例えば、「案の1」で「解明のための調査を実施」とあります。結構なことですね。では、将来的に生じた場合はやりますと。そうすると今はしなくてもいいのかと、こういう話ですね。

それで、なおかつ調査費も各県さんは補助があるという前向きな要素があるということなら結構な話だと、こういうことでありますけれども、恐らく水産庁がさまざまに手を縛り足を縛るということが出てくるのではないかと、そういうところが御懸念のことになるのではないかと。

これ以上は私の個人的な発言は控えさせていただきまして、関係県の皆さん、ただいまの説明についての御意見を申し上げます。一応関係県の御意見を集約して事務局が説明しましたけれども、改めて、あれも踏まえて、別に訂正していただいても結構ですので、各県の皆さんの御意見をお聞かせいただきたいと思います。

では、千葉県さんから、どうぞ。

外記委員 秋田のハタハタのように産卵で港に来る魚であれば資源管理がやりやすいと思いますけれども、今の段階では、1都3県の沿岸、あるいは九州、それに天皇海山まで分布して、しかも非常に深海にすんでいる魚でございます。今までの漁獲量を見ますと、確かにピーク1万トンでございますけれども、おしなべて見てみれば6000~7000トンというのが最近の状況なので、資源回復計画をやるとすれば、このトン数を何トンに見て資源回復計画を作成するかという問題があると思います。

私、今聞いておりまして水産庁の悩みもよくわかったわけでございますけれども、非常に重要な資源であることは間違いございません。しかも、比較的高級な魚でございますし、消費者に喜ばれている魚ですから、これからも安定的に資源管理をしながら漁獲をすることが1都3県の漁業者にとって非常に大事なことだと考えております。

したがって、千葉県としては、3月31日のタイミングがあるとすれば、今、この時点で資源回復計画の仲間に入れていただくという番がよろしいのではないかと考えております。ただし、これから計画をつくっていく段階におきまして、資源の利用あるいは漁場の利用等につきましている議論が出てくるとは思いますけれども、その際には関係漁業者の意見を十分踏まえて、合意した中で計画を作成することをお願いしておきたいと思っております。

なお、先ほど申し上げましたとおり、各水研センターで長い間かけて資源の動きをいろいろ調査しておりますけれども、この魚についてはまだ不明な点がたくさんありますから、もし回復計画でやるとすれば、これからも国が先頭に立って、資源の動向、どこをどのようにしたらこの魚の資源管理ができるのか、ひとつ研究をお願いしておきたいと考えております。

以上です。

澁川部会長 ありがとうございました。

それでは、東京の方の竹内委員さん、お願いします。

竹内委員 東京都の立場というわけではないのですが、私、実は今日、久しぶりにキンメの資源調査報告書を拝見しまして、非常にすばらしいものが出ているなど。この関係では神奈川県で長谷川彰先生と10年近くつき合っていたのですけれども、ずっと資料が出てこないではないかと。昔、神奈川水試の増沢さんたちが書いたキンメの黄色い本があり

ますね。あの本以外にないのだなと思っていたら、非常にすばらしい報告が出てきました。

ただ、私は後で個人的な質問をしたいと思いますが、今は資源回復計画についていくのかという話ですけれども、東京都として考えていたのは、簡単に言いますと、キンメダイの資源回復計画の推進が必要とされている。それについては、系群構造や回遊生態等の未解明な点は共同できちんと調査すべきだと。先ほどの標識放流も千葉県さんが主にやっているというお話でしたけれども、いろいろな県がそれぞれやっているわけですから、そういった調査も共同できちんとやる必要があるだし、それによって資源回復計画もできていくと思いますので、ぜひそういう形でやっていただきたいと思います。資源回復計画を立てて実施するとなれば、外記さんも言われましたけれども、各関係県が十分に協議した上で、各種の規制の統一をそれぞれのところがきちんやりという形でやっていただきたいと考えております。

簡単ですが、以上です。

澁川部会長 ありがとうございます。

ところで、結論から言いますと、「案の1」でよろしいですか。

竹内委員 ごめんなさい。それで結構でございます。

澁川部会長 それでは、「案の1」ということでございます。

それでは、神奈川県の方をお願いいたしたいと思います。高橋さん。

高橋委員 資料でもありますように、今まで1都3県で自主的に管理をする協議会はできていたわけです。その管理をする協議会そのものが資源回復は大事だということでやってきたわけです。ここへ来て今日の説明でございますけれども、資料の中にありますように、広域的で、また我々がやっている釣りだけではない漁種があるわけですから、こういうものも含めて再度協議ができるような場をつくっていただきたい。

したがって、転ばぬ先の杖という観点からすれば、総論的には本県も賛成です。ただ、各論については、各県の漁業形態が違います。本県は漁場に一番遠いわけで、そういうことも踏まえて御協議をさらをお願いしたいわけです。

それから、石田さんの説明の中で、平成7年に潮の流れによって魚が寄ってこないこともあり得るという説明がありました。私たちもそれは同感ですが、潮の流れが早いことによって出漁日数がまるっきり違うということをもう一度調査していただきたい。ただ潮が早くても毎日出ているのだということではなく、1都3県の試験場さんから漁海況情報が



流れてきまして、潮の流れの早さは各漁業者に事前に伝わっているわけです。その潮の早さを見て、今日は商売にはならないと言って事前に港に行きっぱなしのこともあるわけです。そういうことからすると、潮の早さによってとれだけ出漁しているのかということもあわせて調査をしていただければと思います。

ただ、本県は、先ほど申し上げましたように総論では転ばぬ先の杖ということで、していただきたいということです。

澁川部会長 高橋委員の御発言は、原則としては「案の1」でいいけれども、外記委員と同じく、慎重に進めると、こういうことですね。

高橋委員 我々はまだ協議する場所があるわけです。1都3県という場所もあるわけですから、そういう中でもう少し煮詰めさせていただければと思います。最終的に、わざわざということではないと思うのです。高知県もいれば、この資料の意見書についても、1都4県が同席して出した意見ではないと思うのです。この調査は、水産庁がばらばらに聞き取り調査をしたわけでしょう。ですから、同じ場所で、1都4県、また小笠原あたりで商売をしている人たちも含めて、こういう意見がまとめて出てきていただきたい。そのためには、一回お持ち帰り願って協議ができればなど、このように思っています。ただ、総論としては、こういうことは必要だということです。

澁川部会長 一応 の変形ということですね。ありがとうございました。

では、もっと御意見を伺います。静岡の橋ヶ谷さん、よろしく願いいたします。

橋ヶ谷委員 静岡県は去年の12月9日に県協議会と県キンメダイ漁業者協議会を開催いたしましたして、キンメダイの資源回復計画に取り組む必要はあるという結論を出しているわけですが、資料にもありますように、漁獲量の変動を見ますと、静岡県だけがかなり減ってきているわけです。

それから、資源評価は中位安定とされているが、漁業者に聞きますと、近年、漁業者からキンメダイの漁がよいという話題は聞きません。「キンメはどうですか」と聞きますと、「だめだな」と。漁業者自体も減っているわけです。そういった関係で余計に漁獲量も減っていると思うのですが、資源が中立だからこのままでいいというわけではなくて、将来は資源が悪化する可能性もあるため、現在から予防的に資源管理を行う必要がある。漁場を休めば漁場を回復する可能性もあるはずであり、資源管理として取り組むことは何かあるわけですから、捨て漁具の回収をするなどの漁場清掃により漁場回復ができないか。ま

た、沿岸漁業は疲弊しており、これに対する対応、資源の維持・回復を図る措置とそれに対する支援が必要だということです。

また、キンメダイの資源管理の課題や問題点を聞きましたら、資源回復計画の具体的な努力量削減措置として、禁漁区を設けるとか禁漁期を設ける。また、島周り漁場の漁業調整問題も一つの課題である。また、小笠原沖公海、伊豆諸島南部海域の底刺し網の操業、まき網によるキンメダイの混獲、イルカやサメによる食害対策、資源管理のために必要な生物学的知見の調査研究、質・コスト面での取り組み等、非常に問題点が多いということでございます。

先ほどの「案の1」についてでございますが、「案の1」で資源回復計画の枠組みを利用して従来から実施している資源管理を基本にしながら、実行可能な資源管理措置（禁漁区、禁漁期等）を図るものであれば取り組みは可能ではないか。なお、従来他魚種で実施されている資源回復計画、資源の悪化が認められる資源について、強い努力量削減措置により資源の回復を図るといふのは異なる印象を受けます。

「案の2」は、資源管理の必要が出たときに初めて広域委員会の指示として管理措置を行うもので、資源回復計画の枠もなく、支援措置がない。管理措置の中身もわからない。

したがって静岡県では、現状で判断すると、現在の資源管理の取り組みを継続しつつ、必要な資源管理措置を予防的にとっていく「案の1」の方がよいのではないかと考えております。

以上です。

澁川部会長 ありがとうございます。

それでは、とりあえずここに挙がっています関係県の御意見を先に伺いますので、高知県の澳本委員さん、御発言のほど、よろしく願いいたします。

澳本委員 高知県でございます。今、1都3県の方の意見もお聞きしまして、大体同じような意見になるかと思えますけれども、高知県の場合は、水産庁から送っていただいた資料を見て、今の状態では資源管理型までしなくてもいいのではないかと。高知県は高知県で関係する船主が操業のルールを決めて資源管理の漁業を図っていくという考え方があるわけです。

ちょっと石田部長さんにお聞きしたいのですが、先ほど黒潮の隆起の関係もあって漁獲も上がったたり下がったりする状況だという説明がありましたけれども、水温の関係はキン

メダイとは関係ないですか。高知県では、今の水温そのものが以前とは2 近く違っている。以前は周期的にとれていた魚が狂ったような形で漁獲されているのが現実なんです。キンメダイにおいても、黒潮の隆起の関係もあるかもしれませんが、そういう水温の関係もあるのではないかと思うわけです。

1都3県の方たちは資源管理型の取り組みについても漁業者協議会という形の中で定期的に行われてきていたわけですが、高知県はこういう会においては皆無なんです。今、高知県においてもブロック会を持って資源管理型のキンメダイに対する漁業者の意見を聞いているわけですが、先ほど申したように高知県としてはそこまでの資源管理はする必要がないのではないかという意見が強いわけです。

ですから、高知県の場合、室戸や足摺の周辺における漁業者はその漁場の決めごとをして、キンメダイの漁場における操業の申し合わせ事項をつくっているわけです。特に漁場のよい場所が5カ所あるわけです。サウス山(漁場名)とか、大正礁(漁場名)とか、清水沖の海域、こういうところは深海のはえ縄は禁止する。そして、上記キンメダイの漁場でキンメダイを対象とした漁をする場合の罾い漁は禁止する。そして、漁具の樽数ですが、これも1隻当たり30組として、1樽当たりの釣り針も50本以内とする等、そういう決めごとをして資源回復を図っていくという申し合わせが検討されているわけです。

先ほど神奈川県さんからもありましたように、キンメダイという高級品でありますので、関係する生産者が継続的に安定した漁獲をするためには資源管理型漁業が必要ではないかと思えますけれども、今これをすぐにとということには高知県の場合はちょっと賛成しかねるということでございます。

以上です。

澁川部会長 ということは、1番ではなく、2番ですか。

澳本委員 2番です。

先ほど説明がありましたが、2番の「広域漁業調整委員会は、必要があれば資源回復のための指示を発出する。」という項目がありますが、これは資源が減少して、これをしなければならぬときに委員会がこれをするというふうに解釈しておいてよろしいでしょうか。

澁川部会長 事務局、どうですか。

事務局(阿部) おっしゃるとおりで、「案の2」の場合、「必要があれば」というの

は、これをやらないと資源が減りそうだとか、減っているからこれをやらないとだめだとか、そういう状況になったときということです。だから、今の状況だと多分そんなものまで出して指導する必要はないとは思っております。だから、先ほど言われたとおり、よっぽどのことがあったときには、これを入れて何とか管理に参加してもらおうということです。

澳本委員 わかりました。

それから、これは要望ですけれども、今まで1都3県が定期的に漁業関係者との協議会を持って話をされてきたわけですけれども、できれば高知県もこの会の中に入れてもらいたいです。関係する漁業者が話をしなければなかなか難しいのではないかと思いますので、ぜひその中に入れてください。お願いします。

澁川部会長 澳本委員さんの御発言がありました。結論的には2でありますけれども、直ちに行動を起こすべき事態ではないという認識で、ここに書いてあることも、そういう状況になればということがあくまでも前提だと、こういうお話だったと思います。

それから、「案の1」であろうが「案の2」であろうが、漁業者の仲間として相談し合っただけという強い要望があったということで、これは今のこの議論とは別にお願いします。それはまことに進んだ話になっていくと思いますので、結構なことではないかと思えます。

さて、 から の1都4県さんのお話を伺いました。時間も定時を過ぎつつありますけれども、資料3-2の3ページの上を見ていただいたらおわかりのように、石田さんのお話を素人風に敷衍しましたら、キンメダイは実は南の方から補給がある。ところが、単なる補給ではなくて、伊豆七島から黒潮の流れの底の方の流れと逆の流れがあって、3歳魚ぐらいになると南へ下がって行って産卵するという話とか、それから、伊豆七島を南下して四国海群のあたりを回り込んで四国・九州の方へ向かうのがあるという話など、大変すごい魚であるということです。これがこういう形で報告になったこともすごいと思えますけれども、そういうことのようにです。

そういう意味からしますと、1都4県さんだけではなくて、私は漁獲実績がないから対象県に挙がっていないのだと思いますけれども、南の方の諸県さんも関係なしとは言えないのではないかと。そういうことで、1都4県さんの御意見を伺いましたけれども、ほかの諸県さん、また学識委員さん、もし御発言があるようでしたら伺っておきたいと思えますが、ありませんか。

なさそうでございますね。

さて、これはどうしましょうか。こういう困ったときは、事務局にお願いします。

事務局（阿部） 事務局から「案の1」についてもう少し説明させていただきます。

特に高知県さんが私はびったり当たるのではないかと思うので、もう一度説明しますけれども、 で言っているのは、これまでの資源管理はみんなやってもらう。そして、特に資源回復計画で管理をさらに進めたいという県については、まず調査をやりますということです。そういう県については、さらに先へ進むための調査をしてもらわなければいけないので、調査をしますというのが です。

は、そういう県が調査の結果、こういうことをやったらいいのではないかということがわかってきたときに、資源回復計画の枠組みを活用して、その調査の結果に基づいて漁業者自身に取り組む資源回復措置を考える。それを実施していくということです。

番目、ここが高知県さんに当たるのではないかと思うのですが、今は判断できないけれども、各県でいろいろな調査をやってもらいますので、調査をやった結果、こういうことをやった方がいいということがわかった段階で、高知県さんの漁業者が自県においてこういう取り組みができるかなということを考えてもらう。そして、やるかやらないかはそのときに判断する。今は参加しないけれども、調査の結果が出てきた段階で、自分たちが取り組める内容であれば、この内容に加わっていくということです。

だから、今、何かをやってくれということではない。今はあくまでも資源回復計画を作成しますということだけを決めなければいけないので、その中身は調査の結果を踏まえてどんどん蓄積をしていった後でやっていく。調査等いろいろな取り組みの検討は意欲的な県からやってもらう。そして、あとの県については、いろいろな情報提供を高知県さん等にもしていくので、そういう状況を見て、この資源回復計画で自分たちもやるかやらないかということその場で判断していく。これが です。それであれば高知県さんも「案の1」でどうかなと思ったんですが。

澳本委員 理解はできていますけれども、1都3県さんの今まで来た経過がありますね。漁業者との定期的な協議会を持って、これからの資源管理型はこういう考え方を持ってやっていかなければいけないということで。1都3県さんの中にはそういうものがあると思います。

しかし、高知県の場合、私も今年初めてこの件について考えさせていただいているわけ

ですが、先ほども申したように、漁業者の理解がそこまで至っていないところもあるわけです。今の漁獲そのものも高知県の場合はそれほど変わっていない。横ばい状態である。ですから、資源管理の取り組みをする必要がないのではないかというのが今の漁業者の意見なんです。

今説明されたことは、私はわかります。わかるのですが、今の高知県の漁業者、浜の意見がそういう考え方があるわけです。

事務局（阿部） わかりました。

さっきの説明はちょっと回りくどかったので、もっと端的に言いますと、やる県はやって、やらない県はそのまま現状を眺めていてくださいということです。だから、やる県に対して「そんなことはおかしいじゃないか」と言うのでなかったら、多分「案の1」ので高知県さんもいいのではないかと思います。後で判断するというのは、後で必ず入らなければいけないのではなくて、高知県は後で判断をするということだけです。

だから、端的に言うと、やりたい県はやる、やらない県はそのまま、それでいいですかということです。その判断は、やる県は勝手にやってくれ、そして後でいい情報があれば、そのときに参加するか参加しないかを決めるということですが、どうでしょうか。

澳本委員 資源管理型漁業の取り組みをするについて、するとすれば、1都4県が連携して取り組むことが基本的な考え方だと私は思っております。

繰り返すようですけども、高知県の場合、漁業者そのものが資源管理型、T A Eの方ですが、これについてキンメダイに対する考え方そのものが、今のような説明も全然ないわけです。ですから、明日、これについて高知県の関係する委員会がありますので、その中で私も再度今のような説明をして、もう一遍、高知県としての考え方を決めてもらいたいと思います。

外記委員 部会長、時間がなくなってしまうのではないのでしょうか。

澁川部会長 3月31日でしょう。だから、今の仮になるという話で、それまでに御意見を留保するといったって、次の委員会をする予定はないわけでしょう。だとすれば、事務局、ここでの扱いはどうしますか。

長谷室長 確認したいのです。言われている趣旨はわかるのですけれども、1都3県が資源回復計画に取り組むことに反対ということではないと思うのですが。

澳本委員 今の案の1と2について、どちらを選択するかということで、私は2日前に

関係者と話をして今日来ているわけですがけれども、先ほどから申し上げているように、高知県の漁業関係者は、浜においての漁場がそこまで達していないという意見があるわけです。ですから、1よりは2の方として高知県の考え方を示してもらいたいというのが漁業関係者の意見であったわけです、

水産庁の方が3月31日までに1都4県がそろって資源回復計画の基本的な考え方を練っていくということについて、私はここでどうこうは言えないのですがけれども、明日、資源回復に対する委員会があります。その中で今日の話再度説明した中で、高知県としての考え方を水産庁に示していきたいと思います。それは明日ですから、少なくとも今週中には答えが出せると思います。

長谷室長 そうすると、考え方が大きく二つに分かれてしまうということであれば「案の2」かなと思っておりましたけれども、取り組みたいという県が多いものですから、少なくとも1都3県で取り組んでいくということはこの場での話にさせていただいて、明日の高知県での話を踏まえて、やはり参加するというのであれば御連絡いただければいいですし、そこまでは行かないということであれば、そのままにさせていただく。ただ、1都3県のキンメダイの会議には参加したいというお話でしたから、回復計画の取り組みとは別にそういう交流をしていただいて、一緒にやれるということになったら入っていただく、ならなければそのまま枠の外にいる、そういうことであれば問題ないのではないかと思います。よろしいでしょうか。

澳本委員 わかりました。

澁川部会長 ただいまの話を集約すれば、「案の1」についても条件がそれぞれについているわけです。これまでの漁業者協議会の経過の努力があるわけで、その努力を尊重しながらというのがいずれもついていたと思います。それを前提として1都3県で資源回復計画に取り組む、そして高知は、御意見を3月31日までに集約して、入るならば入る。

澳本委員 結構です。明日じゅうには答えが出せると思います。

澁川部会長 では、御苦勞でございますけれども、よろしく御検討のほどをお願い申し上げます。

### 資源回復計画の検討状況等について

澁川分会長 さて、4時までということでありましたけれども、大分時間が経過しております。幾つか残されたものがありますので、片づけたいと思います。

それでは、 の「資源回復計画の検討状況等について」を議題に供します。要すれば、全国視点等を含めた検討状況の御説明ですね。では、事務局、お願いします。

事務局（加藤） 時間が迫っていますので、資料4につきまして簡単に説明させていただきたいと思います。T A E 班の加藤です。よろしくお願いいたします。

資源回復計画対象魚種の検討状況ですが、太平洋南部会での対象魚種として、まず一つ目はヤリイカです。ヤリイカについては、前回の広調委で審議・了承いただきまして、平成16年11月4日に公表済みであります。減船、保護区の設定という2本の削減計画を立てており、減船につきましては既に実施済みです。保護区の設定につきましては、科学的知見に基づく産卵親魚、幼稚仔保護のための設定ということで現在検討しているところがあります。

次に、イカナゴにつきましては、これも前回の広域漁業調整委員会の当部会で着手することが了承された魚種でありますけれども、これも資源動向が大きく変動するということで不安定な状況であります。今後、資源状況を見て具体的な操業時期の調整を行うなどして資源回復計画の作成に向けて取り組んでいくという形で考えております。

最後に、豊後水道、日向灘のトラフグの関係ですが、トラフグにつきましては本海域と関連性の非常に強い瀬戸内海海域のトラフグについて、3月3日に開催された瀬戸内海広域漁業調整委員会で審議されております。その中では、関係県からの意見がいろいろ出されまして、結果として資源回復計画の枠組みとしては取り組まないことになっております。したがって、関連性の強い本海域においても資源回復計画による資源の回復には取り組まない。ただ、今後、この海域での資源動向を注視し、必要に応じて資源管理についての検討を行っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

澁川部会長 それから、議題 の伊勢湾・三河湾の件で澳本委員の御質問がございましたけれども、それに対する答えかあるようでございます。

事務局（古賀） 議題 で澳本委員から御質問がございました伊勢湾・三河湾における



小底の休漁の対象隻数ですけれども、愛知県で 120 隻、三重県で 96 隻が対象になっております。簡単ではございますけれども、御回答申し上げます。

続きまして、先ほど資料 4 に基づいて太平洋南部会の資源回復計画候補魚種について御説明いたしましたけれども、今度は資料 4 2 で全国の回復計画につきましの検討状況を御説明させていただきます。時間も押していますので、本当に簡単に報告程度に説明させていただきます。

この資料は 2 枚組になっておりまして、1 枚目は国が作成する広域資源についての回復計画、2 枚目は都道府県が作成主体になって取組みます地先資源についての回復計画ということで、大きく二つに分かれております。

1 枚目の国が作成する資源回復計画ですが、一番左に「広域漁業調整委員会」と名前が書いてありますけれども、広域漁業調整委員会が管轄する海域ごとに整理してございます。中身は省略させていただきますけれども、一番下の「合計」の欄と一番上の「計画実施中の魚種」、「計画策定に着手した魚種」、「候補魚種」のところを見ていただきたいと思います。

まず平成 13 年度から取り組まれてきた資源回復計画で現在実施中の魚種が、合計 20 魚種につきまして 8 計画ございます。それで、回復計画検討の段階がいろいろございますけれども、まず候補魚種に挙げます。その後、漁業者の合意を得られたもの、つまり当委員会において着手の了承がなされたものが真ん中になるのですが、これが 7 魚種です。先ほどの実施中の魚種 20 魚種と合わせて計 27 魚種ございます。そして、候補魚種として挙げられているものが 7 魚種ございますので、実施中の 20 魚種と着手承認された魚種の 7 魚種、候補魚種の 7 を合わせまして、 $20 + 7 + 7 = 34$  魚種ということでございます。

ただ、国の回復計画につきましては、今月の初めに今年度最後の広域漁業調整委員会が開催されまして、右の候補魚種の中で今キンメダイが着手承認されたということですので、候補魚種の全 7 魚種はすべて真ん中の着手・承認された魚種ということで、14 魚種ということになりました。ですから、それを全部合わせまして、計 34 魚種が実施又は着手した合計数字になっております。

続きまして、2 ページ、都道府県が作成される地先資源の回復計画ですけれども、同様に、実施中の魚種が 2 魚種ございます。そして、同様に着手承認されたものが 6 魚種、先ほどの実施中の 2 魚種と合わせて 8 魚種です。そして候補魚種、3 月中に行われる海区委

員会に諮られる予定となっております魚種が北は青森県から南の沖縄県まで書いておりますけれども、これを数えていただくと 25 魚種ございます。これが順次海区漁業調整委員会に諮られまして、着手される可能性がある。そういうことになりますと、先ほどの 8 魚種と合わせて 33 魚種となります。

したがって、1 枚目の国の作成するもの 34 魚種と 33 魚種を合わせまして、現在 67 魚種について回復計画の枠組みの中で取り組んでいく可能性がある魚種の数となります。

非常に駆け足でしたけれども、説明は以上でございます。

澁川部会長 御苦労さんでございました。

ただいまの説明で何か御質問はございますか。よろしいですか。

## ( 2 ) 平成 17 年度資源回復計画関係予算について

澁川部会長 それでは、次に大きな議題の ( 2 ) の予算の方に進ませていただきます。

平成 17 年度の資源回復計画関係予算について、事務局の説明を求めたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局 ( 古賀 ) 引き続き説明させていただきます。お手元の資料 5、2 枚紙をごらんいただきたいと思います。これは我々が事業関係の予算を対外的に説明するときに用います P R 版と呼ばれる事業の概要をまとめたペーパーですが、これもポイントだけ説明させていただきます。

16 年度と 17 年度の資源回復計画事業で何が変わったかと申しますと、まず支援の方法です。今までは地方向けの補助金ということで支援していたのですが、これを 17 年度からはいろいろな事業を大きくくり化いたしまして、交付金という中で措置させていただきます。交付金になりますと何がどうなるかと申しますと、地方の自主性や裁量性を今まで以上に尊重した形で資源管理が強力に推進されるよう措置しましたということで、それが大きなポイントです。

2 の事業の内容ですが、回復計画に関係するものは ( 2 ) の「資源回復計画等の作成及び普及の推進」のところになります。こちら 16 年度から 17 年度で何が変わったかと言いますと、ポイントが二つございます。まず、今までは委員の皆様にも御審議いただいてきております回復計画は主に魚種についての計画でした。例えばサワラとかマサバとか、

そういった特定の魚種に着目した回復計画でしたが、17年度以降は、包括的回复計画と呼んでおりますけれども、漁業種類に着目した回復計画を新たに立ち上げました。今までのように魚種に着目するとなかなか対応が難しかったので、一度にたくさんの魚種を包括してとらえるように、定置網とか底びき網等の漁業種類に着目して回復計画を作成していただくというところが一点です。

もう一点は、今までは何でもかんでも、量だけに着目して、とにかく資源の量を回復させるのだということで回復計画をつくってきていましたけれども、これからは経営的な面を考え、質・コストといった面も着目して一体となって取り組んでいく回復計画を作成していただいて、そういうものを交付金のメニューの中で予算を組んでおります。

何が新しくなったかということを中心にまとめたものが次のペーパーになります。「魚種別の資源回復計画（現行計画）」、16年度までに着手しなければいけない回復計画と、「多魚種の包括的な資源回復計画」、新しく立ち上げたものを対比で示しております。左が魚種別、右が包括的ということですが、簡単に変わったところだけを説明させていただきます。

まず対象は、先ほども申しあげましたように魚種別回復計画は魚種に着目、包括的回复計画は漁業種類に着目といった点となっております。

その下の段の設定する目標につきましても、魚種別の回復計画は対象魚種の資源量や漁獲量の増大を目標としておりました。それが包括的な回復計画におきましては、そういった個別の魚種に着目するのが難しい場合等もございますので、いろいろとれる魚種の中の小型魚の比率を低減させようとか、そういった目標になっております。

その次の作成主体は今までと変わるところはございません。広域の魚種については、単一の対象につきましては都道府県ということで、これはどちらも変わりません。

次に作成の手続きですが、これも同じです。

次の策定等年限は、先ほど来申し上げておりますように魚種別につきましては平成16年度まで、つまり今年までが着手の期限となっております。その後、回復計画を策定していただいて、実施が平成23年度までとなっております。そして包括的な回復計画ですが、これは来年度より検討を開始していただいて、17年度から18年度の2カ年間で策定の着手期限となります。魚種別の作成の着手が16年度までであるのと同じように、18年度までが着手期限となって、同様に平成23年度まで実施ということになります。

次に想定される漁獲努力量削減措置ですが、従来の魚種別も新たな多魚種の包括的な回復計画も、今のところ削減措置については大きく変わるものではないと考えておりますけれども、多魚種の包括的な方は、漁具改良、例えば目合いの拡大とか、そういったことが考えられるのではないのでしょうか。

次の支援措置ですが、支援措置につきましては今まで同様に資源回復等推進支援事業により支援、多魚種包括的につきましても資源回復等推進支援事業により支援ということになります。

最後の段の担保措置ですが、従来T A CまたはT A E制度によって資源削減措置の効果を公的規制によって担保してきたわけでございますけれども、包括的な回復計画になるとT A EなりT A Cになると魚種を特定して設定しなければならない関係上、対応ができていない場合もあるということをお考えして、「T A C、T A E制度や漁業法等に基づく規制措置のうち削減措置の公的担保措置として最適なもの」ということで、削減措置の効果を担保していただくという部分が新しくなったところでございます。

以上、本当に駆け足でございましたけれども、説明は以上で終わります。

澁川部会長 御苦労さんでございました。

ただいまの説明について質問はございますか。

### ( 3 ) その他

澁川部会長 それでは、( 3 ) のその他でございます。

事務局側で準備しているものは特にないようですが、委員の皆さんから何かございますでしょうか。

### 〔「なし」の声〕

澁川部会長 それでは、冒頭の武田課長さんの御挨拶にもありましたように、第1期4年の任期中、最後の太平洋南部会の開催となるようでございます。最後に一言物申しておきたい方はおいでになりますか。これでとりあえずお別れになるようですが。

御苦労さんでございました。

通常、最後に次回の部会開催の日程を決めることになっておりますが、そのあたり、みんなが代わったらどうなるんですか。

事務局（阿部） 次回の日程ですけれども、今日お集まりの委員さんにつきましては、昨年海区委の選挙で互選された委員さんもいますけれども、基本的には第1期ということで、この4年間の任期が9月で終了することになりますので、海区委の代表については改めて互選していただく。また、大臣選任委員も改めて選定して、新しい委員によりまして来年度10月ごろに開催することを考えております。

皆様方におかれましては、今日も含め、いろいろとありがとうございました。ただ、任期は9月までであるので、引き続き現場での指導等、よろしく願いしたいと思います。

そういうことですので、繰り返しますけれども、次回部会については新しい委員さんの方に事務局から御連絡させていただくということでございます。

澁川部会長 以上でございます。

皆さん、長い間御苦労さんでございました。この後、新しいメンバーで開催されるということでございます。私も、どうもお世話になりました。私どもの不手際で随分時間のかかる会議が多かったわけでございますけれども、それなりによい方向へ行ったのではないかと、こう思っております。

それでは、皆さん、今日はこれで散会させていただきます。

どうもありがとうございました。

閉 会

